

## 火災予防条例の一部改正のお知らせ

### 「林野火災注意報」・「林野火災警報」について

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、火災予防条例に林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」・「林野火災警報」が新たに設けられました。

### 「林野火災注意報」・「林野火災警報」とは

少雨や乾燥などにより、林野火災の予防上「注意」が必要な気象状況で「林野火災注意報」を発令、さらに危険な気象状況になった時に「林野火災警報」を発令する予定です。

#### ○「林野火災注意報」発令基準

1月から5月の期間において、次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合。

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではありません。

#### ○「林野火災警報」発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、「強風注意報」が発表された場合に発令します。

### 林野火災注意報・林野火災警報の発令された場合の規制について

以下のとおり「火の使用の制限」がかかります。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。
- 6 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

※注意報発令時には努力義務、警報が発令時は義務となります。

